



第1章 札幌市産業振興ビジョンの改定に当たって

1 改定の背景

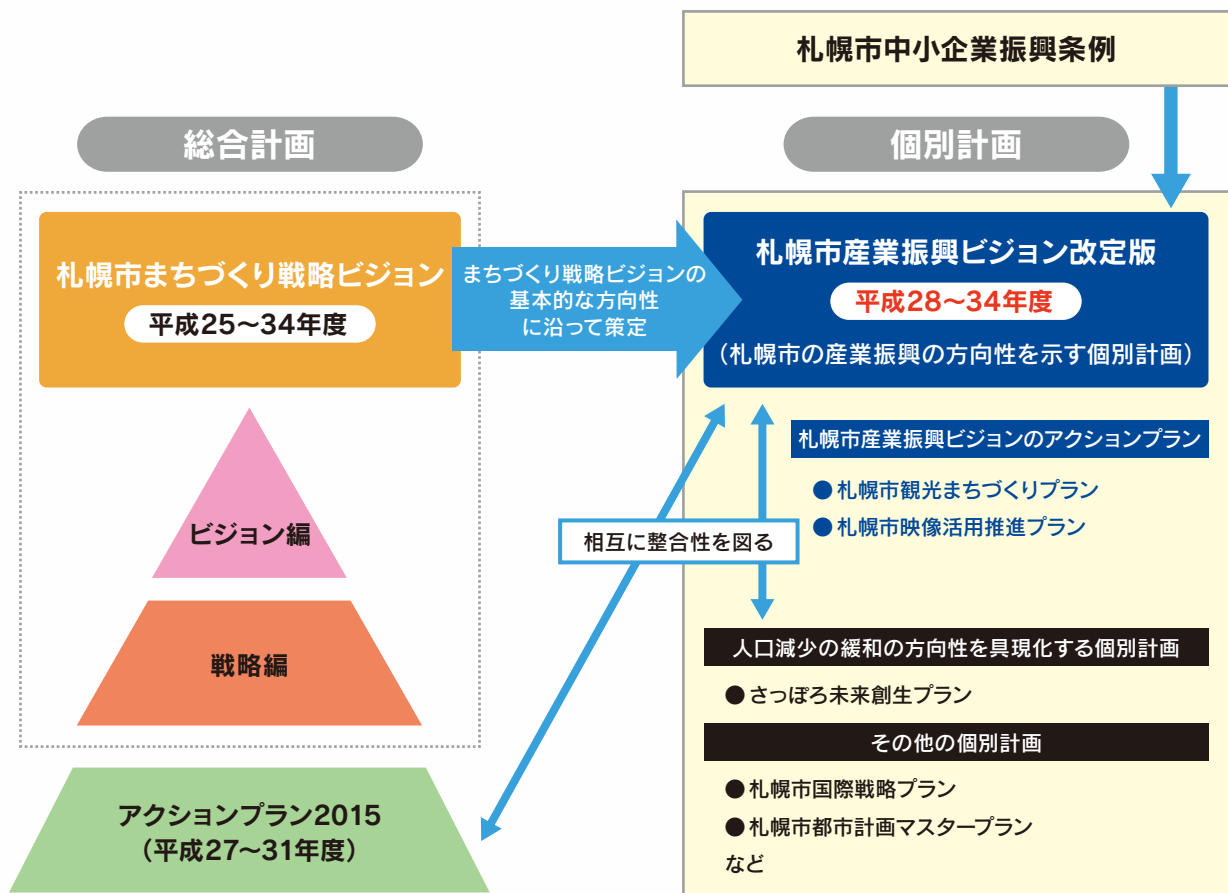
- 平成20年(2008年)4月に全面改正した『札幌市中小企業振興条例¹』において、「市は、中小企業²振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない」と明記しており、平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの産業振興の方向性を示す計画として、平成23年1月に「札幌市産業振興ビジョン」を策定しました。
- しかし、ビジョンの推進期間の中間年となる5年が経過した平成28年(2016年)現在、市内総生産や企業の景況感など社会経済情勢が上昇基調に変化していることや、市内企業の「人手不足」感の高まり、また、北海道の人口減少に伴う道内市場の縮小が予想されることなど、社会経済情勢が変化していることから現在の産業振興ビジョンを改定する必要があります。

2 位置付け

- 札幌市中小企業振興条例に基づき策定する、中小企業振興施策の総合的な計画であり、札幌市のまちづくり計画体系では最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った産業振興部門の個別計画です。

3 計画期間

- 平成28年度(2016年度)から平成34年度(2022年度)までの7年間を計画期間とします。



¹ 札幌市中小企業振興条例… 中小企業を取り巻く経済的、社会的環境の変化等を踏まえ、中小企業の振興に関する基本理念を定めるなど、札幌市の施策の基本となる事項を定めたもの。中小企業者等への助成に対する指針等を定めていた旧条例(昭和39年(1964年)制定)を見直し、中小企業の振興に関する基本理念等を定める条例として平成20年に施行している。

² 中小企業… 中小企業基本法では、製造業、建設業、その他の業種では、資本金3億円以下・従業員300人以下、卸売業では資本金1億円以下・従業員100人以下、小売業では資本金5千万円以下・従業員50人以下、サービス業では資本金5千万円以下・従業員100人以下の会社及び個人を指す。